

藤井寺市柏原市学校給食組合の財務に関する条例

昭和 46 年 1 月 16 日
条 例 第 3 号

財産、契約その他財務に関し必要な事項については、管理者の属する市の関係条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。